

本誌の取材に応じたことで、旅行添乗員の塩田卓嗣さんが仕事と職場を一方的に奪われてから一年が経つ。法廷闘争がヤマ場を迎える中、塩田さん支援の「金曜日ツアーア」も来月実施される。争議の現況とツアーハーの思いを語つてもうつた。

## 阪急トラベルサポート 不当解雇(アサイン停止)事件

阪急トラベルサポートの派遣登録添乗員だった塩田卓嗣さんは2008年に本誌の取材に応じ、旅行添乗員業界の過酷な労働実態と労働組合結成に至る経緯を語った。記事は翌09年2月20日号「シリーズ生きている労働組合」の18回として掲載(野村昌二さん執筆)。同年3月18日、塩田さんは阪急トラベルサポート東京支店の田中和男支店長に突然「事情聴取」され、「今の日当額と違う」「同僚が3人亡くなっているのは当社のことか」となどと詰問された。塩田さんが「日当は今の金額ではない」「3人亡くなっているのは当社のことではない」と答えると、田中支店長は一方的に「記事の間違いを認めた」などとして、その場で無期限のアサイン(仕事割り当て)停止を通告した。同社は本誌と著者に問い合わせや抗議など一切せず、「会う必要はない」と面会すら拒否。本誌代表者の出席する団体交渉も拒否した。

このため、塩田さんと全国一般東京東部労組は「週刊金曜日」の記事を寄稿して組合をつぶすための不当・不法な行為」として同年5月22日に東京都労働委員会に不当労働行為救済申し立て。本誌と野村さんも7月1日、「記事を一方的に虚偽と断じ、取材に応じた者に一方的な不利益処分をなすことは本誌と著者の名譽を毀損し取材・言論の自由を萎縮させる行為」として損害賠償請求訴訟を提起した。

## 裁判・労働委員会の現況

### ◇不当労働行為事件

塩田さんと組合側が2009年5月22日に東京都労働委員会に申し立てた不当労働行為事件は本年2月23日に組合側審問がスタート、3月19日には会社側の証人審問が行なわれ、近く結審の予定。

### ◇損害賠償請求事件

本誌とライターの野村昌二さんが阪急トラベルサポートに損害賠償を求めている訴訟は3月29日午前10時から東京地裁712号法廷で第5回公頭弁論。証人申請も。

### ◇時間外割増賃金請求訴訟

「事業場外みなし労働」を理由とする超長時間労働(1日12時間から15時間)、1日8時間超の労働に対する時間外割増賃金不払いなどを続けていた阪急トラベルサポートに対し、組合は2008年5月に労働審判を提起。同年7月、残業代の請求を認める組合側勝利の審判が下された。会社が異議を申し立てて本訴へ。同年5月と10月にも第2陣・3陣の提訴。うちの一つが5月11日に判決を迎える。

——昨年一月には雇用保険給付も切れて、収入なし。そんな中、先月は都労委の審問に立ちました。長ければ音を上げると会社側は思っているかも知れませんが、組合はますます団結を強化していますね。どんな思いで闇ってきたのでしょうか。

正直精神的にきついことはけつこうありますし、公の場で闇うのにこんなに時間がかかることが歯痒さやもどかしさは否めません。これでも早い方だということですが、

世の中の弱い立場である労働者の実情をもっととかつてほしくないと感じます。私には仲間がいて、たくさん SUPPORT の支えがしてくださる人たちの支えがあるから頑張れる、強くいらげるけれど。そんな周りの人たちのためにも早く仕事を復帰したいです。

——取材を受けた人が本誌の記者を理由にして一方的な不利益処分を受けるなど、本誌として到底容認できません。われわれも阪急トラベルサポートを訴え



仕事復帰や「金曜日ツアーア」への思いなどを語る塩田卓嗣・全国一般東京東部労働組合阪急トラベルサポート支部委員長。(撮影/菅野存)

割増賃金を支払えと訴えている

ますが、必ずやわれわれの訴えが認められると信じて頑張っています。

——今回、(有)労働者レクリエーション協会とNPO法人日本ツアーナビゲーター協会の協力で、塩田さん支援の「金曜日ツアーア」が実現しました(裏表紙裏67頁にお知らせ広告)。30人の申し込みがないと実施されませんが、このツアーハーに久しぶりの添乗員として同行します。

裁判も大詰めですね。見通しありでどうでしょう。

五月には判決があります。国内のみなし労働にはもう無理があるのは歴然ですし、海外だって同様です。業界全体の話なので時間はかかるとい

うであります。五月には判決があります。裁判も大詰めですね。見通しありでどうでしょう。

五月には判決があります。国内のみなし労働にはもう無理があるのは歴然ですし、海外だって同様です。業界全体の話なので時間はかかるとい

うであります。五月には判決があります。裁判も大詰めですね。見通しありでどうでしょう。